解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

北九州市小倉南区下曽根二丁目九番五八号

ヤガミ工業有限会社

清算人　村上　友良

解散公告

当組合は、平成二十三年三月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

福岡県北九州市小倉北区中津口一丁目一〇番二三号

北九州解体工事業協同組合

清算人　山本　裕治

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓一七〇二番地二

有限会社馬登鐵工

清算人　林　周作

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月一日開催の総会の決議により平成二十三年五月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

山形県東置賜郡高畠町大字二井宿五三九三番地

社団法人二井宿愛林公益会

代表清算人　阿部　文信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

愛知県名古屋市熱田区沢上二丁目三番八号

特定非営利活動法人国際調査業協会

清算人　久保田久幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

奈良県五條市西吉野町陰地一三一番地

財団法人陰地自治会

代表清算人　西平　善嗣

解散公告（第一回）

当組合は、平成十五年三月十四日福岡県福岡商工事務所長の命令により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

福岡市博多区博多駅南一丁目一四番一二号

筑前博多織物協同組合

代表清算人　寺嶋　貞夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

札幌市中央区北一条西七丁目一番地

特定非営利活動法人北海道認知症高齢者グループホーム協議会

清算人　武田　純子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田四三〇番地

特定非営利活動法人秋田県アイティ基盤協会

清算人　坂本　洋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

東京都杉並区永福三丁目三七番二号

特定非営利活動法人杜の会

代表清算人　川合　弘子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

神奈川県海老名市国分北一丁目一三番八号

特定非営利活動法人海老名ミニディサービス折り鶴の家

清算人　大森　甫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

大阪市中央区安土町一丁目七番一三号

特定非営利活動法人集・住・環境ネットワーク

清算人　松永　道久

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年五月二十日山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

山口県岩国市山手町二丁目六五―二二

周東町久宗土地区画整理組合

清算人　下前　義明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

北海道札幌市中央区南四条西一〇丁目一〇一〇番地

財団法人北海道ハンセン病協会

代表清算人　立野太刀雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

大阪市中央区石町二丁目一番七号

財団法人淀川水源地域対策基金

代表清算人　宮井　宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月五日

沖縄県石垣市字白保二九番地

農事組合法人平久保牧野組合

代表清算人　立田　博久